平成２５年（フ）第１８６号
大津市長等３丁目２番13号　大津ハイツナカハラ301号室
債務者　杉江　一馬
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６２号
滋賀県草津市平井１丁目13番18号　高森マンション101号
債務者　久保　康雄
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市吉方町２丁目104番地２
債務者　野村　敦子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
鳥取県鳥取市滝山417番地６
債務者　平井美知子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３５号
広島市安佐北区口田４丁目19番19号
債務者　柴田　由子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４９号
広島市安佐北区亀山南４丁目20番８―302号
債務者　池部　　豊
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５９号
広島市東区光町２丁目９番22―602号
債務者　大原　恭子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０２号
広島市安佐南区東野２丁目６番33―３号
債務者　松平　康佳
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
大分県宇佐市大字四日市3010番地
債務者　木村　沙織
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
鹿児島県霧島市国分重久353番地１　重久団地６―403
債務者　地頭方　健
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町347番地後牟田住宅３号棟21号室、前住所鹿児島県薩摩川内市国分寺町4090番地
債務者　平井千鶴枝
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
群馬県桐生市東１丁目11番24号
債務者　寺岡　雅基
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第８６号
群馬県桐生市新里町新川3779番地14　スカイフロートＢ―201
債務者　山越由美子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１３４号
長野市大字南堀236番地
債務者　中村　未帆
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
長野市大字稲葉940番地76
債務者　小林　恭平
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
京都府長岡京市粟生田内44番地　第２竹風荘東棟106
債務者　西村造園こと　西村　康男
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７１号
京都市山科区北花山大林町69番地の16
債務者　二社谷塗装こと　二社谷周二
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係